

無料耐震診断申請書

昭和56年5月31日以前建築の場合、無料耐震診断が受けられます。

平成7年の阪神 淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が建物の倒壊等による圧死や窒息死でした。

特に昭和56年以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害がでました。東海地震などの大規模地震の切迫性が指摘される今、耐震診断によりわが家の耐震性を知り、必要な耐震改修・補強をすることが大切です。

小牧市では、市民の生命の安全確保を図るため、県と協力して住宅の耐震診断事業を進めています。



この申請書は、在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅が対象です。他の構法、構造は診断できません。

まず、以下の問いにお答えください。(○付け)

質問1 あなたの所有している住宅は、いつ建てましたか？

- 1 昭和56年5月31日以前に着工
- 2 昭和56年6月1日以降に着工

※増築した場合でも、最初に建てた年で答えてください。

2に○をつけた方

耐震性の高い建築基準で設計されています。

1に○をつけた方

質問2 その後、昭和56年6月1日以降にその住宅に増築しましたか？

- 1 昭和56年6月1日以降に増築した
- 2 昭和56年6月1日以降に増築していない

次の質問にもお答えください。

質問3 あなたの所有している住宅は、どのような住宅ですか？

- 1 一戸建て木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法)
- 2 木造長屋、木造共同住宅(在来軸組構法及び伝統構法)
- 3 その他の住宅(プレハブ、ツーバイフォー、鉄骨造等)

3に○をつけた方

この構造は、診断できません。耐震性を確認したい方は、設計者又は建設業者に相談してください。

次の質問にもお答えください。

質問4 市町村からの*無料耐震診断を希望しますか？

- 1 希望する
- 2 希望しない

2に○をつけた方

この申請書の提出は不要です。住宅の耐震化には努めてください。

1に○をつけた方

*裏面に無料耐震診断説明あり

この申請書の提出が必要です。

裏面に住所、氏名等を記載し、市役所へ提出してください。(郵送も可)
後日、市役所から、詳細な診断を行うため耐震診断員を派遣します。

注) 無料耐震診断の申請者は、住宅の所有者です。

質問2で1に該当する場合、増築の状況によって無料耐震診断の対象外となる場合があります。

この申請書の提出は不要です。